



台東区教育委員会教育長 宛

台東区施設等利用費請求書(償還払い用)兼口座振替依頼書

【令和7年7月～令和7年9月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、台東区内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 課税状況を確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Form for applicant details includingフリガナ, 氏名, 印, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 現住所, and 電話番号.

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

Form for child details including 認定種別, 認定番号, 生年月日, フリガナ, 氏名, and 住所.

3. 償還払いの振込先口座(※1)

Form for bank account details including 区分, 金融機関名, 支店/出張所, 預金種目, and 口座番号/名義.

◆ 公金受取口座を利用する場合は、下記□にチェックをし、保護者(請求者)のマイナンバーを記載してください。

Form for public fund withdrawal account selection and My Number entry.

※1 振込先は請求者名義の口座です。請求者と口座名義が異なる場合は、委任状が別途必要となります。

4. 現在の在籍園(幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・認可外保育施設)の名称等

Form for current enrollment details including フリガナ, 施設名称, 所在地, and 在籍状況.

5. 在籍園以外に利用した認可外保育施設等(※2)

Table for non-enrollment facilities with columns for 施設名, 所在地, and 電話番号.

※2 在籍する幼稚園、認定こども園等で預かり保育事業を実施している場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ、在籍園以外の認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

6. 私立幼稚園(新制度移行園除く)・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の利用における請求内訳

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)		入園年月日(年 月 日) 入園料(円)			
利用年月	今年度分の入園料の月額換算額 (b=a/12) ※3	支払った月額利用料 (保育料) (c) ※4	支払額合計 (d=b+c)	給付上限額 (e) ※5	請求額 (dとeを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
小計(①)					円

- ※3 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(小数点以下切り捨て)。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て)
- ※5 月の途中で利用終了する場合は、給付上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、給付上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数としてください。(給付上限額:25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

7. 在籍園の預かり保育と認可外保育施設等の利用における請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額 (d) ※7	対象額合計 (c+d) (e)	給付上限額 (f) ※8	請求額 (eとfを比較して小さい方)
	施設に支払った金額 (a)	利用日数	算定基本額(b) (450×利用日数) ※6	aとbの低い方 (c) ※6				
年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
小計(②)								円

- ※6 預かり保育事業は、月ごとに「450円(日額単価)×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額(a)」と「算定基本額(b)」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額(c)」とします。
- ※7 「認可外保育施設等に支払った金額(d)」は、※3のとおり、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※8 給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

8. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用における請求内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った金額 (保育料) (a) ※9	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った合計利用料 (b)	支払額合計 (c=a+b)	給付上限額 (d) ※10	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和7年 7月	円	円	円	円	円
令和7年 8月	円	円	円	円	円
令和7年 9月	円	円	円	円	円
小計(③)					円

- ※9 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て)
- ※10 給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号の場合は月額37,000円(幼稚園、認定こども園等に在籍している場合は11,300円)、第3号の場合は月額42,000円(幼稚園、認定こども園等に在籍している場合は16,300円)です。
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市区町村間の転出入の場合、月額給付限度額は次の通りとなります。
 ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市区町村へ転出する場合の限度額:上記の給付上限額×転出日までの日数÷その月の日数
 ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市区町村から転入した場合の限度額:上記の給付上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

9. 施設等利用費の請求額(合計)

円 (上記の小計①～③の合計金額)

10. 添付書類の確認

該当する以下の必要書類をすべて添付し、確認欄にチェックをつけてください。(書類に不備等があると、支払いが遅れる場合があります。)

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(利用した施設の領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書)
<input type="checkbox"/>	活動報告書(ファミリー・サポート・センターを利用した場合のみ添付が必要)